

事業概略書

事 業 名	補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究
事 業 目 的	<p>平成30年4月から、「借受け」が適切と認められる場合に限り、新たに補装具費が支給されることとなったが、支給決定を行う市（区）町村と専門的な立場から助言や判定を行う身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」）等の連携は、適切に支給決定を行いうえで大変重要である。</p> <p>一方、市（区）町村では、人材不足や業務範囲の広さから、補装具に関する知識不足等が懸念されるところであり、また、本制度の技術的中枢機関とされる更生相談所においても専門職の不足や常勤医師の不在等、地域によって抱えている課題は複雑で多岐にわたる。</p> <p>こうした背景を踏まえ、本事業では、市（区）町村及び更生相談所、指定自立支援医療機関を対象に補装具費支給に関する業務の現状と新たに導入された「借受け」の実施状況等を調査するとともに、適切な判定業務に係る具体的な課題及び改善点等の把握・整理、また、借受けや判定が困難な事例についても整理することとした。</p> <p>これにより、補装具費支給制度の適切かつ円滑な実施を推進するとともに、実態調査による課題等の分析及び検討結果については、現行の交付基準や補装具費支給事務取扱指針の改正等を検討する際の基礎資料として役立てることとした。</p>
事 業 概 要	<p>本事業を効果的に実施するため、補装具に係る専門家及び医師、行政、更生相談所、事業者等から構成する検討委員会を設置し、補装具費の判定と支給決定について全国的に調査するため、調査内容及び対象、方法等や、網羅的かつ効率的な調査手法の検討を行うこととした。</p> <p>具体的には、市（区）町村、更生相談所、指定自立支援医療機関に対して、実態調査やヒアリング調査を実施し、補装具費の支給決定や判定に係る現状や課題、要望等についての調査を行った。</p> <p>また、実態調査により得られた、借受けに係る事例を事例検討部会にて加工し、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例を集約した事例集を作成した。</p>
事業実施結果 及び効果	<p>本事業は、調査時点での借受けの実施状況等を把握し、借受けに係る実際の事例や判定が困難な事例を整理分析のうえ、全国の市（区）町村や更生相談所等へ情報提供することにより、本制度の効果的な利用の推進を図る。</p> <p>併せて、本事業は、現行制度における判定及び支給決定に係る課題等の論点整理を行うことにより、借受けを含む今後の補装具費支給制度の安定的な運用システムの在り方を提言し、制度見直し時の根拠となる基礎資料</p>

	として活用に役立てるものである。
事業主体	郵便番号：162-0823 所在地：東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階 法人名：公益財団法人テクノエイド協会 電話番号/E-MAIL：03-3266-6883/shino@techno-aids.or.jp